

東京都有料老人ホーム 設置運営指導指針について (令和7年4月1日改正)

東京都福祉局

高齢者施策推進部施設支援課

有料老人ホーム担当

指針改正の概要

- 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（以下「標準指導指針」）の改正（※）に準拠するよう、「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針」（以下「指針」）を改正

（※ 令和6年12月6日付老発1206第2号厚生労働省老健局長通知）

- 有料老人ホームが、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者（以下「情報提供等事業者」という。）と委託契約等を締結する場合の留意事項を追加
- 適用日は令和7年4月1日

- ◆ 有料老人ホームが、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者と委託契約等を締結する場合の留意事項を追加《指針12(6)ウ》

(なし)



12 契約内容等

(6)ウ

(ア) 情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合には、例えば、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと。

また、上記のような手数料の設定に応じないこと。また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。

(イ) 情報提供等事業者の選定に当たっては、当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することが望ましいこと。

また、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の3団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいこと。